

学校法人双羽学園 認定こども園双羽幼稚園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 学校法人双羽学園が設置するこの幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園 双羽幼稚園
- (2) 所在地 熊本県菊池市七城町甲佐町4 4 3番地2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 認定こども園双羽幼稚園(以下「本園」という)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守し、すべての子どもに質の高い学校教育及び保育の総合的な提供を行うことを目的とする。

2 本園は、本園に入園する子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、乳幼児の特性及び保護者の実態を踏まえ、環境をとおして教育を行うことを基本とし、家庭や地域での生活を含め、子どもの生活全体が豊かになるよう努めるものとする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第3条 本園は、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令に基づき、以下の学校教育及び保育、その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育

本規程第5条に定める時間において、学校教育及び保育を提供する。

(2) 送迎

保護者による送迎を基本とするが、原則として満3歳以上の希望者のみ、スクールバスによる送迎を行う。

(3) 食事の提供

全ての子どもに食事の提供を行う。(但し、1号認定子どもについては、希望者に限る。)

(4) 子育て支援事業

地域の子ども及びその保護者が相互に交流を行う場を開設し、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

(職員の配置)

第4条 本園には、園長、教諭、保育士その他の必要な職員を置く。

2 職員の種類及び員数は、認定こども園に関する法令及び関係法令に定める配置基準を満たすものとする。

3 前項に定めるもののほか、園児数及び教育・保育の内容に応じて必要な職員を配置するものとする。

(特定教育・保育の提供を行う日及び時間)

第5条 特定教育・保育を提供する日及び時間については、次のとおりとする。

但し、1号認定子どもと2号認定子どもについては、学校教育と保育を一体的に提供する。

(1) 1号認定子ども

教育日数は、週5日、教育時間は原則として午前9時15分から午後2時15分の範囲内の4時間程度とする。教育週数は、年間39週を下回らない。なお、上記以外の時間帯において、やむを得な

い理由の場合のみ、午前8時から午後5時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後4時30分まで）の範囲内で、預かり保育を提供する。

(2) 2号及び3号認定子ども

保育日数は、週6日、年間280日を下回らない。

① 保育標準時間認定

保育時間は午前7時15分から午後6時15分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由の場合のみ、午後6時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。但し、土曜日は延長保育を提供しない。

② 保育短時間認定

保育時間は午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由の場合のみ、午前8時から午後5時30分の範囲内で、延長保育を提供する。但し、土曜日は延長保育を提供しない。

(休業日)

第6条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 年末年始閉園日 12月29日から1月3日

(4) 土曜日（1号認定子どものみ）

(5) 学年始休業日 4月1日から同月6日まで（1号認定子どものみ）

(6) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで（1号認定子どものみ）

(7) 秋季休業日 10月の第2月曜日の前の週の土曜日から第2月曜日の翌々日まで（1号認定子どものみ）

(8) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで（1号認定子どものみ）

(9) 学年末休業日 3月中に7日以内で園長において指定する日（1号認定子どものみ）

(10) その他教育上及び安全上、園長が必要と認める日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、園長は教育日を振り替えることがある。

(保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類)

第7条 本園の特定教育・保育を利用する支給認定保護者は、園に対し、支給認定を受けた市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 その他の特定負担金の種類と金額、及び支払いを求める理由については、次のとおりとする。

(1) 給食費 1号認定子ども 月額5,150円（副食費4,600円・主食費550円）8月を除く

2号認定子ども 月額5,650円（副食費5,100円・主食費550円）

但し、市町村の認定により、副食費が免除となる場合がある。

(2) 施設維持費 月額2,000円（1号・2号認定子どものみ）

保育の質向上（基準以上の職員配置、職員研修の充実等）及び施設設備の維持管理のため

(3) 月刊絵本代 月額500円（0歳児を除く）

保育・教育活動における教材として

(4) スクールバス利用料 片道 月額2,000円、往復 月額3,500円（利用者のみ）

園バスの維持管理費、運行に関する人件費等の実費

(5) 保育料等口座引き落としのための手数料 1回100円

保護者のプライバシー保護のため、保育料等の納入は、口座引き落としとするため、それにかかる手数料の一部として

(6) 預かり保育及び延長保育利用料

【1号認定子ども】

● 通常保育日・短縮保育日

預かり保育適用時間	8:00～8:30	8:30～9:15	12:30～14:30 (短縮保育日)	14:30～17:00
利用料	100円	無償	30分ごとに100円	30分ごとに100円

● 土曜日…原則として保育の必要性が認められた児童のみ利用可 (新2号・新3号認定)

預かり保育適用時間	8:30～9:15	9:15～12:15	12:30～16:30
利用料	無償	450円	30分ごとに100円

● 長期休業日…原則として保育の必要性が認められた児童のみ利用可 (新2号・新3号認定)

預かり保育適用時間	8:00～8:30	8:30～9:15	9:15～12:15	12:30～17:00
利用料	100円	無償	450円	30分ごとに100円

※保育の必要性が認められた幼児の預かり保育料については、減免措置の対象となる場合がある。

【2号・3号短時間認定子ども】

延長保育適用時間	8:00～8:30	16:30～17:30
利用料	100円	30分ごとに100円

【2号・3号標準時間認定子ども】

延長保育適用時間	18:15～18:30
利用料	100円

(7) おむつ廃棄代行料

園で紙おむつを使用している乳幼児 月額 300円

衛生面への配慮から、使用済み紙おむつを、園が業者に委託して廃棄処分するため

(8) ICTシステム利用料

年額 2400円 (月額 200円×12カ月)

但し、途中入園の場合は、月額 200円×入園月から年度末までの在籍月数

園の教育・保育内容に関する情報を、保護者に迅速に、分かりやすく知らせるとともに、保護者から園への連絡もよりスムーズにするため

(9) 新年度保育用品代 新入園児の場合 4,000円から 12,000円程度 (年齢によって異なる)

但し、定価の改定等により、金額が変更となる場合あり

(10) 制服・体操服代 全て一着ずつ購入する場合 28,500円 (3歳以上児のみ)

但し、定価の改定等により、金額が変更となる場合あり

(11) その他、保育に必要と認められるものに係る実費 (園外保育費用実費、観劇料、教材費など)

3 前項の費用の額及び徴収方法については、あらかじめ保護者に説明し同意を得るものとする。

(小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員)

第8条 本園の利用定員は、次のとおり定める。

(1) 満3歳以上の教育認定子ども (1号認定) 40名

(2) 満3歳以上の保育認定子ども (2号認定) 42名

(3) 満3歳未満の保育認定子ども (3号認定) 28名

(利用の開始、終了に関する事項)

第9条 本園は、本園に所定の入園申込書を提出し、市町村から支給認定を受け、園長が入園を許可した者に対し、本規程第3条に定める特定教育・保育の提供を開始するものとする。

2 園長は、本園の保育・教育方針を理解し賛同する者、卒園児・在園児の弟妹等の入園を優先的に許可することができる。それ以外は、1号認定子どもについては先着順に、2号・3号認定子どもについては、優先入園の条件を踏まえて市と利用調整をした上で入園を許可する。

第10条 本園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 幼児が本園所定の教育課程を修了し、小学校に就学したとき
- (2) 1号認定子どもの保護者が、休園及び退園の意向を園長に届け出た場合
- (3) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなり、かつ1号認定の支給認定申請をしない場合
- (4) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(緊急時における対応)

第11条 本園の教職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに園医または利用乳幼児の主治医に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、熊本県子ども未来課、菊池市子育て支援課、当該乳幼児の保護者等に、速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(防災及び危機管理)

第12条 本園は、自然災害、火災、その他の非常事態に関する対策について、安全計画等を作成し、防火管理者を定め、計画的な災害訓練と設備改善をはかり、危機管理に努める。

2 前項の訓練の内、避難訓練及び消火訓練については、毎月定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 本園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、園長が責任者となり、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

(記録)

第14条 本園は、教育・保育に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項)

第15条 本園の教職員は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならないものとする。

第16条 園児が心身の状況によって取り組むことが困難な遊びや活動については、当該園児の心身の状況に適合するよう最大限に努める。

第17条 本園が提供する給食については、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを使用するように努め、予め作成された献立と使用する材料を保護者に報告する。

第18条 本園は、利用乳幼児の人格を尊重し、その指針の健全な発達を確保する観点から、教職員による不適切な関わり、性的言動その他の性暴力等の防止に努めるものとする。

2 本園は、前項の目的を達成するため、責任者の設置、職員に対する研修の実施、相談及び通報に係る体制の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

第19条 園長は、本園の教職員及び本園の教職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じることとする。

第20条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努める。

第21条 本園は、菊池市及びその周辺の地域において子どもが健やかに育成されるよう、市町村、市町村教育委員会、民生委員及び児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保するよう努める。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年10月1日から施行する。
3. この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。
4. この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。
5. この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。
6. この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。
7. この規程の改正は、令和8年4月1日から施行する。